

電子申請システム利用規約

令和8年6月

公益財団法人日本自動車輸送協会技術協会 執行グループ

第1条(目的)

本規約は、申請者が本電子申請システム(以下「本システム」)を利用して「令和8年度被害者保護増進等事業費補助金」(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)補助金申請等の手続きを行う際の条件を定めることを目的とする。

第2条(定義)

- 「申請者」とは、本システムを利用して申請手続きを行う者をいう。
- 「事務局」とは、本システムを運営し補助金事務を行う機関をいう。
- 「公募要領」とは、申請資格、申請期間、必要な添付書類等の事項につき事務局が定めたもの。
- 「交付規程」とは、補助金の申請等に関する共通的な事項につき事務局が定めたもの。

第3条(規約への同意)

申請者は、本システムを利用することで本規約に同意したものとみなす。

第4条(利用環境の準備)

申請者は、自らの責任で通信機器・ソフトウェア・ネットワーク環境を整備するものとする。

第5条(禁止事項)

申請者は、以下の行為を行ってはならない。

- 虚偽または不正な情報の入力
- 他者になりすました申請
- 本システムの運営を妨害する行為
- 法令または公序良俗に反する行為

第6条(個人情報の取扱い)

事務局は、申請者の個人情報を補助金事務の遂行に必要な範囲で利用し、適切に管理する。

第7条(免責事項)

- 本システムの障害・遅延等により申請者に損害が生じても、事務局は責任を負わない。
- 審査結果や採択可否について、事務局は理由を開示する義務を負わない。

第8条(利用停止・登録抹消)

事務局は、申請者が本規約に違反した場合、事前通知なく本システムの利用停止または登録抹消を行うことができる。

第9条(規約の変更)

事務局は、必要に応じて本規約を変更できるものとし、変更後の規約は本システム上に掲載した時点で効力を生じる。

第10条(準拠法)

本規約は日本法に準拠する。